

はじめに

- この冊子は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）と併せてご覧ください。

目次

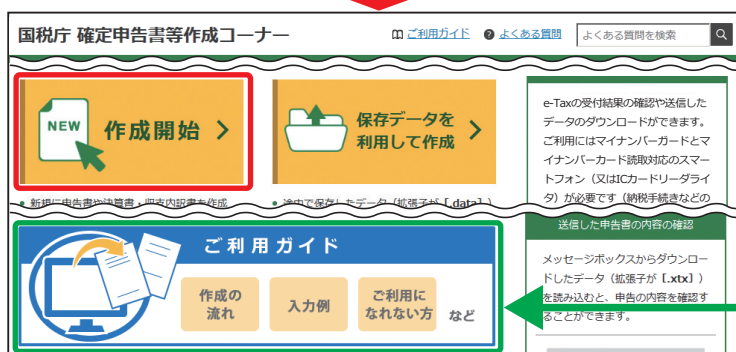
	(ページ)
(1) 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成はこちらから	2
(2) 【事例1】 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例	3～9
(3) 確定申告書の記載手順（手書きの場合）	10～11
(4) 【事例2】 土地（共有）を売却して譲渡益が算出されるケース	12～19
(5) 【事例3】 居住用財産を売却して譲渡益が算出されるケース《新たに自宅を買い換えない場合》	20～25
(6) 【事例4】 居住用財産を売却して譲渡損失が算出されるケース《新たに自宅を買い換える場合》	26～31
(7) 【参考1】 令和5年分 土地や建物の譲渡所得のあらまし	32～40
(8) 【参考2】 建物の標準的な建築価額表及び給与所得金額の計算表など	41～43
(9) 【参考3】 特例の適用を受ける場合に申告書に添付する書類	44

◆◆◆ 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成はこちらから ◆◆◆

国税庁ホームページトップ



国税庁ホームページトップの「分り別メニュー」>「申告手続」の「**確定申告書等作成コーナー**」をクリックします。



「作成開始」をクリックします。

税務署への提出方法の選択などの画面に順次進みますので、画面の案内に沿って操作し、**作成する申告書等の選択**画面へ進みます。

次ページの1へ

ご利用ガイド

「ご利用ガイド」では、**【作成の流れ】**、**【入力例】**、**【ご利用になれない方】**などを確認できます。

【入力例】

この冊子の**【事例2】**から**【事例4】**などについて国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【ご利用になれない方】

土地建物等の譲渡所得がある方で、譲渡契約件数が4件以上ある場合、保証債務の特例（所法64条2項）の適用を受ける場合など、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成することができない方について掲載しています。

詳しくは、「ご利用ガイド」でご確認ください。

- ※ お使いのパソコン等の環境などにより、国税庁ホームページを利用して申告書等の作成をすることができない場合があります。
- ※ このページから9ページに掲載の国税庁ホームページの画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。